

ごみ出しは定められた日に!

※お問い合わせは
環境課環境係 (☎880-6557) まで

- 次の点を必ず守ってごみを出してください。
- ▶指定日の午前5時～8時までに出してください。
- ▶お住まいの地区のごみステーションに出してください。
- *地区外のごみステーションには出さないでください。

- ▶可燃物・プラスチック容器包装類・ペットボトル・ビンは指定袋を出してください。
- *指定ごみ袋代金はごみ処理手数料です。指定袋に入っていない上記のごみは収集しません。

★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
1月1日㊄～2日㊄はお休み		
1/4	月	立田、十市(南部)、天行寺、成合
5	火	田村、片山、里改田
6	水	浜改田
7	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
8	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
9	土	篠原、明見
11	月	下陸内、物部、久枝(開田)
12	火	稲生
13	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
14	木	稲吉、西窪、新川、東崎(西部)
15	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区(たちばな改良住宅・小籠住宅を含む)
16	土	祈年(たちばな改良住宅を除く)、東崎(東部)、駅前町
18	月	野田(西野田町1丁目を除く)、天行寺
19	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、西野田町1丁目
20	水	白木谷、八京、蒲原団地、蒲原住宅
21	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
22	金	奈路、亀岩、鎮石、植野、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷
23	土	十市(北部)、緑ヶ丘
25	月	国分、比江、左右山、岩村
26	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を除く)
27	水	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
28	木	久礼田、植田
2/1	月	十市(南部)、天行寺、成合
2	火	片山、里改田
3	水	浜改田
4	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
5	金	立田

*黒い袋、肥料やお米の袋で中身の確認ができない袋は危険なため、使用しないようお願いします。

★紙類・衣類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
1月4日・18日(第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺
1月5日・19日(第1・3火曜日)	下島、田村(パパス南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下陸内を除く)、野田、後免町
1月6日・20日(第1・3水曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、鎮石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
1月11日・25日(第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
1月12日・26日(第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(パパス北)、岩村、下陸内
1月13日・27日(第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
2月1日・15日(第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、東崎(西部)、城陸、朝日町、榎田町、天行寺

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
1月1日㊄～2日㊄はお休み		
1/4	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
5	火	鎮石、植野、久礼田、植田
6	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
7	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
8	金	後免町、野田
9	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
11	月	十市(南部)
12	火	東崎(東部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
13	水	東山町、幸町、元町、小籠1～2丁目、8区、祈年、小籠住宅
14	木	立田、田村
15	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
16	土	中島、常通寺島、吉田、江村、岡豊町小籠、三軒屋(長岡小籠)
18	月	片山、里改田、浜改田、天行寺
19	火	鎮石、植野、久礼田、植田
20	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)
21	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
22	金	奈路、亀岩、上倉、才谷、宍崎、外山、中谷、白木谷、八京
23	土	国分、比江、左右山、北小籠
25	月	下陸内、物部、久枝(開田)
26	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
27	水	稲生
28	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
2/1	月	片山、里改田、浜改田、天行寺、成合
2	火	鎮石、植野、久礼田、植田
3	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉、東崎(西部)

*空き缶(飲料)と他の金属は袋を別にしてください。

★ダンボールの収集

と き	地 区
1月1日㊄～2日㊄はお休み	
1月4日・18日(第1・3月曜日)	天行寺
1月7日・21日(第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、野田口、西窪、能間、城陸、朝日町、榎田町、東崎(西部)
1月15日(第3金曜日)	下島、田村(パパス南)、浜改田、久枝、前浜、物部(下陸内を除く)、野田、後免町
1月16日(第3土曜日)	植田、植野、亀岩、久礼田、才谷、宍崎、上倉、中谷、成合、白木谷、外山、奈路、八京、鎮石、幸町、元町、三軒屋(長岡小籠)、東山町、小籠1～2丁目、8区、小籠住宅、篠原(北村ストア横)
1月14日・28日(第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原(北村ストア横を除く)、明見、伊達野
1月8日・22日(第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(パパス北)、岩村、下陸内
1月9日・23日(第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎(東部)、駅前町、日吉町、たちばな改良住宅
2月1日・15日(第1・3月曜日)	天行寺

国から認定「南国・土佐のまほろば どぶろく・リサイクル特区」

平成21年9月に南国市が申請していました「どぶろく・リサイクル」に係る特区について、平成21年11月26日付けで「南国・土佐のまほろばどぶろく・リサイクル特区」として国から認定を受けました。

今回の特区の認定により、酒税法の酒類製造

免許に関する年間最低製造数量の基準が緩和されます。ただし、特区内においても「どぶろく」「リサイクル」を製造しようとする場合は、酒類製造免許を取得しなければ、製造することはできません。そのほか、食品衛生法などによる酒類製造業許可なども必要になります。

■製造免許取得要件

種 類	どぶろく	リサイクル
免許申請者	南国市内で酒類を自己の営業所で飲用に供する業(農家レストラン・飲食店・農家民宿など)を営む農業者で、米(自ら生産したもの)を原料として「どぶろく」を製造しようとする者	南国市内で生産された地域の特産物(ヤマモモ、梅、ビワ、ブドウ、メロン、ブルーベリー、みかん、小夏、大葉、ショウガ、トマト、ミント)を原料とした「リサイクル」を製造しようとする者
製 造 場	特区区域内に所在する自己の酒類製造場であること	

※お問い合わせは、企画課企画調整係 (☎880-6553) まで

国民年金保険料の納付期限は、翌月の末日です。忘れず納めましょう。



知って得する国民年金

■新成人の皆さんへ

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やケガで重い障害が残った時などにも年金が受給できるよう、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

20歳になると、年金手帳と納付案内書が送られてきます(20歳の時点で厚生年金や共済組合などに加入されている方や、その配偶者として扶養されている場合を除く)。その年金手帳に記載された基礎年金番号は、年金を受給する時はもちろん、会社に就職する時など一生使いますので、大切に保管してください。

「国民年金」は、学生の皆さんにも保険料の納付が義務付けられていますが、「学生納付特例制度」を利用すれば、在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができます。また、学生以外の20歳代の方には、本人および配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。いずれの制度も、市民課年金係で受け付けていますので、保険料の納付が困難な場合は、ご相談ください。

■「平成21年分公的年金等の源泉徴収票」を送付

国民年金・厚生年金保険および共済組合などから支給される老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、課税の対象となります。

公的年金などの支払者は、老齢年金などの受給者に「公的年金等の源泉徴収票」をその年の翌年1月末までに送付することとなっています。この「源泉徴収票」には、平成21年中に支払われた年金の支払総額、年金から引きされた国保・介護保険料などの金額、源泉徴収税額および控除内容などが記載されています。確定申告の際には、この「源泉徴収票」が必要ですので、大切に保管してください。万が一紛失された場合は、南国年金事務所(旧南国社会保険事務所)まで、ご連絡ください。

なお、障害年金や遺族年金は、課税の対象とならないため「源泉徴収票」は発行されません。

※お問い合わせは
市民課年金係 (☎880-6555)
南国年金事務所 (☎864-1111) まで

市民からのお便り 今年も楽しい親子イベントをお待ちしています。